

下呂市告示第31号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項及び下呂市会計規則（平成16年規則第102号）第15条の2の規定により告示する。

令和5年3月1日

下呂市長 山内 登

1. 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地
名称 株式会社 DGフィナンシャルテクノロジー
所在地 東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号 デジタルゲートビル10F
2. 指定納付受託者を指定した日
指定年月日 令和5年3月1日
3. 指定納付受託者に納付させる歳入
下呂市手数料条例（平成16年下呂市条例第62号）及び下呂市複写又は印刷実費徴収
規程（平成25年下呂市告示13号）に基づき徴収する収入金
4. 指定納付受託者に歳入させる期間
令和5年3月1日から契約終了の日まで